

あなたに身近な 障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律



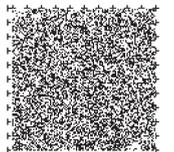
障がいのある人もない人も、
お互いにその人らしさを認め合いながら、
ともに生きる大田区を実現しましょう。



©大田区
はねびん



この冊子は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。



障害者差別解消法とは？

目的

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることによって、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現することを目的としています。

内容

行政機関と民間事業者に対し、「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。
また、行政機関と民間事業者だけでなく、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めなければならないとされています。

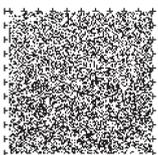
対応を求められるのはどんなところ？

- 役所（国、都、区など）や学校
- 会社やお店など、商品を買ったり、同じサービスを繰り返し行う人たちの集まり
- 個人で仕事をしている人、ボランティア活動をするグループなども含まれます。

都内事業者の合理的配慮の提供の義務化

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年10月施行）」により、しなくてはならない義務として定めています。
障がいのある人から必要な対応を求められたとき、代替手段を検討するなど、障がい者・事業者の双方が対話による相互理解を通じて、対応することが重要です。

	障がいを理由とする不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
役所など	禁止（してはいけない）	義務（しなくてはならない）
会社・お店など	禁止（してはいけない）	義務（しなくてはならない）



「不当な差別的取扱い」とは？

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けられないような条件を付けたりすることにより、障がい者の権利利益を侵害することです。

「正当な理由」とは

正当な理由にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益、行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等を考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。正当な理由があると判断した場合は、障がいのある人に理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましいとされています。

「合理的配慮」とは？

障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求めめる意思の表明があった場合において、お互いの建設的対話により、その実施に当たり過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。

「意思の表明」とは

言語（手話を含む）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障がいのある人の家族、支援者、法定代理人など、障がいのある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより、本人の意思が伝えられることも含まれます。

「建設的対話」とは

合理的配慮の方法は、一つではありません。申出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いの情報や意見を伝え合いながら歩み寄り、現状をより良くしていこうと対話に努めることで、代替となる手段を見つけていくことが大切です。

「過重な負担」とは

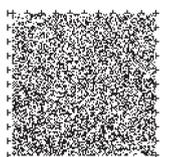
個別の事案ごとに、行政機関及び民間事業者において、以下の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。過重な負担にあたりと判断した場合は、障がいのある人に理由を説明し、理解を得るように努めることが望ましいとされています。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうかどうか）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度 ○事務・事業規模 ○財政・財務状況

「社会的障壁」とは

社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

- 例：○通行や利用がしにくい施設、設備など ○利用しにくい制度など
- 障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化など
 - 障がいのある人への偏見など



障がい者差別の解消に向けた、大田区の主な取組

- 障がい者差別に関する相談を、相談窓口（8ページ参照）で受け付けています。
- 大田区職員が適切に対応するため、「対応要領」を作りました。
- 区職員及び区民、事業者等向けの研修を実施しています。
- パンフレットやホームページなどで周知啓発活動を行っています。
- 環境の整備を行っていきます。（区役所窓口で筆談ボード、障害福祉課及び各地域福祉課に遠隔手話通訳用のタブレットを設置）。
- 大田区障がい者差別解消支援地域協議会を設置しています。集積した相談事例の共有や、地域における連携強化の取組、理解啓発の取組の検討等を行っています。



※写真は、障害福祉課の筆談ボードです。

障がい者差別の解消に向けた、国などの主な取組

「対応指針」（ガイドライン）を策定しています。

会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、事業を所管する国の役所は、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだガイドラインを作っています。事業者には、この「対応指針」を参考にして、障がい者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

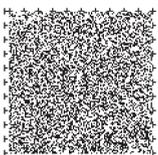
Q&A よくある質問

Q 対象となる障がい者の範囲は。

A 障害者手帳をもっている人に限らず、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人も含む）、その他の心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。障害者差別解消法は、「障がいのある人が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障がいのみならず、様々な社会的障壁と相対することによって生ずるもの」とする「社会モデル」の考えに基づいています。

Q 勤務先における障がいのある人に対する差別も、この法律の対象になるのですか。

A 雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。専門機関である、お近くのハローワークや都労働局へご相談ください。



ハローワーク大森
東京労働局

TEL 03-5493-8794 FAX 03-3762-5050

〒143-8588 大田区大森北四丁目16番7号

TEL 03-3512-1664 FAX 03-3512-1565

〒102-8305 千代田区九段南一丁目2番1号 九段第3合同庁舎12階

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の具体例

以下の事例を参考にして、状況や障がいのある人の障がいの程度などに応じた合理的配慮や対応をお願いします。

CASE ケース 01 行政

不当な差別的取扱い



障がいがあることを理由に、窓口での対応を拒否したり後回しにする。

合理的配慮



障がいによる様々な理由により、順番を待つことが難しい障がいのある人には、他の人の了解を得て、手続き順を先にする。

CASE ケース 02 学校など

不当な差別的取扱い

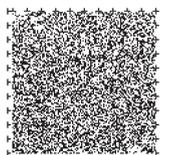


障がいがあることを理由に、学校の受験や入学を拒否する。

合理的配慮



意思を伝えあうために、筆談や読み上げ、手話、タブレット端末などを用いる。



CASE ケース
03

びょう いん ふく し し せつ
病院・福祉施設など

ふ とう さ べつ でき とり あつ か
不当な差別的取扱い



しょう ほん にん む し
障がいのある本人を無視して、
かい じょ しゃ し えん しゃ
介助者や支援者、
つ き ぞい の ひと だけ に 話しかける。

ごう り て き は い り ょ
合理的配慮

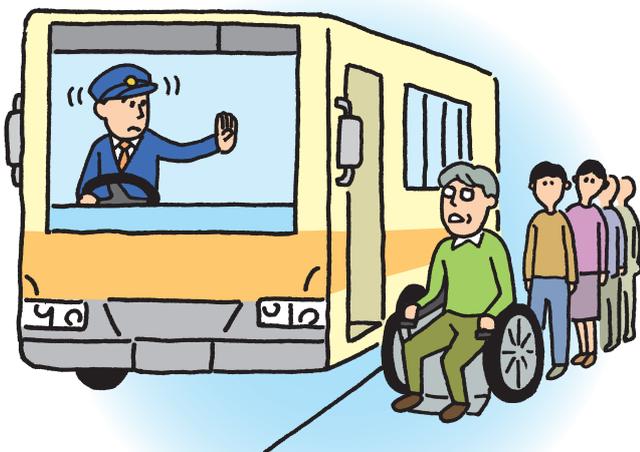


し せつ ない ほう そう も じ か
施設内の放送を文字化したり、
でん こう けい じ ばん ひょう じ
電光掲示板で表示したりする。

CASE ケース
04

こう つう てつ どう
交通（鉄道・バス・タクシーなど）

ふ とう さ べつ でき とり あつ か
不当な差別的取扱い

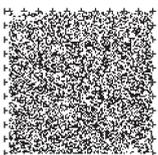


くるま し しょう しゃ
車いす使用者であることを
り ゆつ り よう こたわ
理由にバス利用を断る。

ごう り て き は い り ょ
合理的配慮



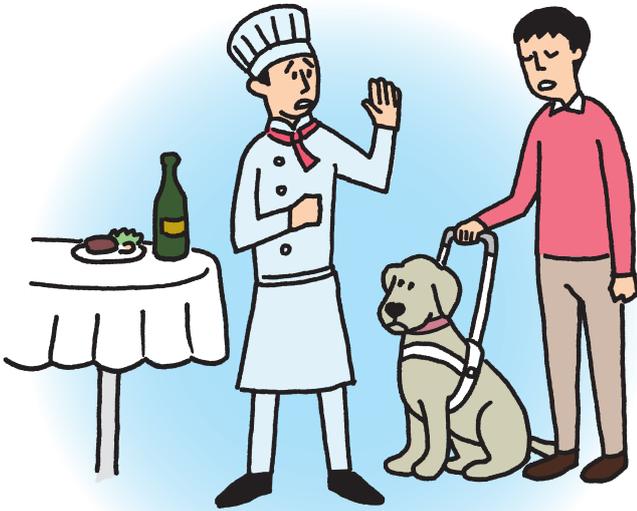
じょう こう ほ じょ
タクシーへの乗降を補助し、
くるま おお に もつ
車いすなどの大きな荷物を
しゅう のう
トランクへ収納する。



CASE ケース
05

こ うり てん いん しょく てん
小売店・飲食店など

ふ とう さ べつ てき とり あつ か
不当な差別的取扱い



も う ど う けん ち ゅ う ど う けん
盲導犬や聴導犬が
いっしょ に ゆう てん き ゃ ひ
一緒だと入店を拒否する。

ご う り て き は い り ょ
合理的配慮



し ょ う ひ と こ ま お も と き
障がいのある人が困っていると思われる時は、
ま ず こ え を か け て つ だ ひ つ よ う せ い
まず声をかけ、手伝いの必要性を
た し お う
確かめてから対応する。

CASE ケース
06

ふ ど う さ ん ち ゅ う か い
不動産仲介など

ふ とう さ べつ てき とり あつ か
不当な差別的取扱い

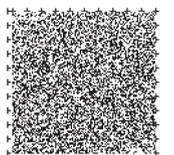


し ょ う し ゃ む ぶ っ け ん い
障がい者向けの物件はないと言って
た い お う
対応しない。

ご う り て き は い り ょ
合理的配慮



し ょ う ひ と も と お う
障がいのある人の求めに応じて、
バ リ ア フ リ ー の ぶ っ け ん が
あ る か ど う か を 確 認 す る 。
か く に ん



しょう がい ふく し か
障害福祉課

おお た く か ま た ご ち ょ う め ぼ ん ご う
 〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
 ▶ 障害者支援担当(計画)
 TEL 03-5744-1700 FAX 03-5744-1592
 ▶ 障害者支援担当(障害事業)
 TEL 03-5744-1251 FAX 03-5744-1555
 ▶ 障害者支援担当(認定・給付)
 TEL 03-5744-1591 FAX 03-5744-1555

おお も り ち い き ふ く し か
大森地域福祉課

おお た く おお も り に し つ ち ょ う め ぼ ん ご う
 〒143-0015 大田区大森西一丁目 12 番 1 号
 ▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)
 TEL 03-5764-0657 FAX 03-5764-0659
 ▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)
 TEL 03-5764-0710 FAX 03-5764-0659
 ▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)
 TEL 03-5764-0696 FAX 03-5764-0659

ち ょ う ふ ち い き ふ く し か
調布地域福祉課

おお た く ち ょ う ふ や おお つ か ま ち ぼ ん ご う
 〒145-0067 大田区雪谷大塚町 4 番 6 号
 ▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)
 TEL 03-3726-2181 FAX 03-3726-5070
 ▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)
 TEL 03-3726-6032 FAX 03-3726-5070
 ▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)
 TEL 03-3726-4139 FAX 03-3726-5070

か ま た ち い き ふ く し か
蒲田地域福祉課

おお た く か ま た ぼ ん ち ょ う に ち ょ う め ぼ ん ご う
 〒144-0053 大田区蒲田本町二丁目 1 番 1 号
 ▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)
 TEL 03-5713-1504 FAX 03-5713-1509
 ▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)
 TEL 03-5713-1507 FAX 03-5713-1509
 ▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)
 TEL 03-5713-1383 FAX 03-5713-1509

こ う じ や は ね だ ち い き ふ く し か
糀谷・羽田地域福祉課

おお た く ひ が し ょ う じ や い つ ち ょ う め ぼ ん ご う
 〒144-0033 大田区東糀谷一丁目 21 番 15 号
 ▶ 障害者地域支援担当(身体障害者支援)
 TEL 03-3743-4281 FAX 03-6423-8838
 ▶ 障害者地域支援担当(知的障害者支援)
 TEL 03-3741-6526 FAX 03-6423-8838
 ▶ 障害者地域支援担当(精神・難病医療費助成)
 TEL 03-3741-6682 FAX 03-6423-8838

しょう しゃ そう ご う
障がい者総合サポートセンター

おお た く ち ょ う ち ょ う じ ょ う ぼ ん ご う
 〒143-0024 大田区中央四丁目 30 番 11 号
 ▶ 相談支援部門
 TEL 03-5728-9433 FAX 03-5728-9437
 ▶ 支援調整担当(相談)
 TEL 03-5728-9134 FAX 03-5728-9136

と う き ょ う と ふ ん そう かい けつ し く せい び
【東京都】 紛争解決の仕組みが整備されました。 (東京都障害者権利擁護センター)

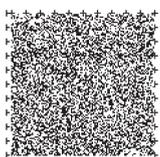
と う き ょ う と しょう がい しゃ り かい そく しん おお さ べつ かい しょう すい しん かん じ ょ う れ い ふ ん そう かい けつ し く せい び
 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例により、「紛争解決の仕組み」が整備されました。
 しょう がい しゃ さ べつ かが じ あん そう だん し えん おこな かい けつ じ あん あら ち ょ う せい い いん かい も う
 障がい者差別に係る事案で、相談支援を行っても解決しない事案について、新たに調整委員会を設け、あっせん・
 かん こく こ う ひ ゃ う おこな し く
 勧告・公表を行うことができる仕組みです。

- あっせんとは、話し合いにより解決を目指す手続きです。
- あっせんを行っても解決しないとき、勧告により東京都が事業者に対して必要な対応を求めます。
- 勧告を行っても事業者が従わないときなど、特に悪質な場合そのことを公表することができます。

ヘルプカード(たすけてねカード)

「ヘルプカード(たすけてねカード)」は、しょう がい の ある 人 が 困 っ た 時 に、手 助 け
 を 求 め る た め の も の で す。も し、あ な た の 隣 に い る 人 が ヘルプカードを提示した
 ら、書 か れ た 内 容 に 沿 っ て 支 援 を お 願 い し ま す。

しょう がい ふ く し か か く ち い き ふ く し か か く ち い き けん こ う か しょう しゃ そう ご う
 障害福祉課・各地域福祉課・各地域健康課・障がい者総合サポートセンター・
 か く ち ょ う べ つ し ょ う ち ょ う じ ょ う き ぼ う じ ゃ かい ぶ
 各特別出張所において、希望者に配布しています。



おお た く ふ く し ぶ しょう がい ふ く し か
大田区福祉部障害福祉課

おお た く か ま た ご ち ょ う め ぼ ん ご う
 〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 TEL 03-5744-1700 FAX 03-5744-1592

れい わ ねん がつ ほ っ こ う
 (令和3年1月発行)

※このパンフレットは、東京都の許諾を得て大田区が発行しています。
 出典：東京都福祉保健局「ともに生きる TOKYO～障害者差別解消法 Q&A～」(承認番号：2 福保障計第 1448 号)